

# コンプライアンス統括室規程

新規制定： 2011 年 10 月 01 日

株式会社 新世紀システムズ

(総則)

第1条 この規程は、コンプライアンス統括室（以下、単に「統括室」という）について定める。

(統括室の設置)

第2条 会社は、法令を誠実に遵守する公正な経営の実践を目的として、統括室を設置する。

2 統括室は、役員直属とする。

(統括室の業務)

第3条 統括室の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社員に対するコンプライアンス意識の普及、啓発
- (2) コンプライアンスのための内部統制制度の検討、提言
- (3) 法令違反についての社員の通報の受け付けと事実関係の調査等
- (4) その他コンプライアンスに関すること

(構成)

第4条 統括室は、役員より1名、各部署より担当者1名以上をもって構成する。

(任命)

第5条 役職者は、次の要件に該当する者の中から社長が任命する。

- (1) 経営を規制する法令について一定の知識を有すること
- (2) 倫理意識が強いこと

(任期)

第6条 役職者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(室長、副室長)

第7条 統括室に室長および副室長を置く。

2 室長は、統括室の活動を統括する。

3 副室長は、室長を補佐する。室長に事故あるときは、その業務を代行する。

(会議)

第8条 会議は、統括室長が招集することによって開催する。

(議題)

第9条 会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 社員行動規範の確認
- (2) その部に所属する全社員のコンプライアンス意識の評価
- (3) 部門業務に適用される法令の動向
- (4) 部門業務における規程の提案
- (5) その他コンプライアンスに関すること

## CMP003

(議事録の作成)

第10条 会議を開催したときは、議事録を作成する。

2 議事録の作成者は、室長が指名する。

(役職者の活動の停止)

第11条 役職者が次のいずれかに該当するときは、その事案が完全に処理されるまで、役職者としての活動を停止する。

(1) 役職者本人が法令違反行為の当事者となったとき

(2) 役職者の直属の上司または部下が法令違反行為の当事者となったとき

(付則)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

## ■ 改版履歴

版数	制定/改訂日	該当頁/ 該当項目	制定理由/改訂の要点	承認	作成
初版	<b>2011/10/01</b>	全頁	新規作成		